

川崎都市計画生産緑地地区の変更（川崎市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備考
約 264.9 ha	<p>高津区梶ヶ谷 4 丁目地内において、箇所番号 2 0 及び 2 1 を廃止する。</p> <p>高津区北見方 1 丁目地内において、箇所番号 8 1 を廃止する。</p> <p>高津区下作延 5 丁目地内において、箇所番号 1 0 4 及び 3 1 5 を廃止する。</p> <p>高津区下作延 4 丁目地内において、箇所番号 1 0 6 を廃止する。</p> <p>宮前区菅生 1 丁目地内において、箇所番号 1 8 9 を廃止する。</p> <p>宮前区西野川 3 丁目地内において、箇所番号 4 0 1 を廃止する。</p> <p>宮前区野川地内において、箇所番号 4 1 0 を廃止する。</p> <p>宮前区初山 1 丁目地内において、箇所番号 4 6 7 を廃止する。</p> <p>宮前区東有馬 2 丁目地内において、箇所番号 5 3 0 及び 5 3 4 を廃止する。</p> <p>宮前区東有馬 3 丁目地内において、箇所番号 5 4 2 を廃止する。</p> <p>宮前区東有馬 4 丁目地内において、箇所番号 5 5 5、5 6 6 及び 5 6 7 を廃止する。</p> <p>宮前区野川本町 2 丁目地内において、箇所番号 7 1 5 を廃止する。</p> <p>多摩区宿河原 1 丁目地内において、箇所番号 6 7 を廃止する。</p> <p>多摩区宿河原 3 丁目地内において、箇所番号 7 7 を廃止する。</p> <p>多摩区宿河原 6 丁目地内において、箇所番号 8 3 を廃止する。</p> <p>多摩区菅稲田堤 2 丁目地内において、箇所番号 1 1 6 及び 1 2 1 を廃止する。</p> <p>多摩区菅城下地内において、箇所番号 1 5 4 を廃止する。</p> <p>多摩区中野島 3 丁目地内において、箇所番号 2 9 6 を廃止する。</p> <p>多摩区登戸地内において、箇所番号 3 4 0 を廃止する。</p> <p>中原区中丸子地内において、箇所番号 1 5 7 を縮小する。</p> <p>高津区下作延 5 丁目地内において、箇所番号 1 0 5 を縮小する。</p> <p>高津区明津地内において、箇所番号 1 5 6 及び 3 0 5 を縮小する。</p> <p>高津区子母口地内において、箇所番号 1 7 0 を縮小する。</p> <p>宮前区土橋 6 丁目地内において、箇所番号 3 0 2 を縮小する。</p> <p>宮前区西野川 2 丁目地内において、箇所番号 3 8 7 を縮小する。</p> <p>宮前区東有馬 4 丁目地内において、箇所番号 5 5 6 を縮小する。</p> <p>多摩区東生田 3 丁目地内において、箇所番号 3 5 6 を縮小する。</p> <p>麻生区上麻生 7 丁目地内において、箇所番号 9 2 を縮小する。</p> <p>麻生区千代ヶ丘 8 丁目地内において、箇所番号 2 6 5 を縮小する。</p> <p>麻生区栗木 3 丁目地内において、箇所番号 3 8 7 を縮小する。</p> <p>麻生区万福寺 4 丁目地内において、箇所番号 4 3 1 を縮小する。</p>

面積	備考
約 264.9 ha	<p>中原区井田 2 丁目地内において、箇所番号 2 3 を拡大する。          中原区井田三舞町地内において、箇所番号 3 2 を拡大する。          中原区下小田中 1 丁目地内において、箇所番号 8 0 を拡大する。          高津区子母口地内において、箇所番号 1 6 9 を拡大及び縮小する。          高津区新作 2 丁目及び宮前区野川本町 1 丁目地内において、箇所番号 1 8 1 を拡大する。          宮前区有馬 7 丁目及び有馬 8 丁目地内において、箇所番号 6 9 を拡大する。          宮前区菅生 1 丁目地内において、箇所番号 1 9 9 を拡大する。          宮前区平 2 丁目地内において、箇所番号 2 4 7 を拡大する。          宮前区西野川 1 丁目地内において、箇所番号 3 5 1 を拡大する。          宮前区西野川 3 丁目地内において、箇所番号 3 9 0 を拡大する。          宮前区野川地内において、箇所番号 4 1 7 を拡大する。          宮前区馬絹 6 丁目地内において、箇所番号 5 7 8 を拡大する。          宮前区水沢 2 丁目地内において、箇所番号 6 2 3 及び 6 2 4 を拡大する。          宮前区平 5 丁目地内において、箇所番号 6 6 6 を拡大する。          多摩区長沢 4 丁目地内において、箇所番号 2 5 9 を拡大する。          多摩区堰 2 丁目地内において、箇所番号 4 5 5 を拡大する。          多摩区長沢 1 丁目地内において、箇所番号 5 2 9 を拡大する。          麻生区王禅寺西 7 丁目地内において、箇所番号 9 を拡大する。          麻生区金程 4 丁目地内において、箇所番号 7 6 を拡大する。          麻生区五力田 3 丁目地内において、箇所番号 2 0 1 を拡大及び縮小する。          高津区久末及び東野川 2 丁目地内において、箇所番号 4 1 3 を追加する。          宮前区神木本町 2 丁目地内において、箇所番号 8 0 4 を追加する。          宮前区東有馬 2 丁目地内において、箇所番号 8 0 5 を追加する。          宮前区東有馬 4 丁目地内において、箇所番号 8 0 6 を追加する。          多摩区宿河原 2 丁目地内において、箇所番号 5 8 9 を追加する。</p>
	合計箇所 1,690

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理 由 書

生産緑地地区の指定は、平成30年3月に改定された本市の「緑の基本計画」において、基本施策の一つであるみどりの空間づくりに位置付けられております。また、本市の都市計画マスタープランにおいては、良好な都市環境の形成に資する市街化区域内の一団の優良な農地について、生産緑地地区への指定を推進し、長期的な保全を図るとともに、緑地・環境、福祉・教育、レクリエーション、防災などの多面的な機能を評価・活用した様々な施策を継続して推進し、多様な主体との連携による活用を図ることとしております。

本市では、農林漁業と調和した良好な都市環境を形成する目的で、市街化区域内において適正に管理されている農地を、計画的かつ永続的に保全するため、生産緑地地区として指定していますが、より一層の都市化が進むなかで、都市内農地を良好な緑地機能及び防災用空地としても重視し、本案のとおり生産緑地地区の区域の追加及び拡大をするものです。

また、主たる農業従事者が死亡又は故障により農業に従事できなくなり、市への買取りの申し出及び他の農業従事者への斡旋がなされましたが、所有権移転が行われなかったため、行為制限が解除されたものや、道路として公共施設等の敷地の用に供されたものについて、本案のとおり廃止及び区域の縮小をしようとするものです。